

5月の無料相談

※祝日は除きます。

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日	13:30~16:30	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制	
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15		市に対する要望、苦情、意見など(担当職員)	
司法書士相談	9日(水)	13:30~15:30		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	17日(木)	13:30~16:30		相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)などの作成に関する事(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	11日(金)	13:30~16:30	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)	
土地家屋調査士相談	9日(水)	13:30~15:30	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関する事(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
行政相談	16日(水)	13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2376)	国や県の行政に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)	
税務相談	1日・8日・15日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関する事(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)	
心配ごと相談	毎週水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものもすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センターさくらんぼ (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関する事(早期療育相談員)	
青少年相談	火~土曜日	10:30~17:00	青少年センター (☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月~金曜日 (第1・3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関する事(県委嘱相談員・弁護士)	
人権相談	月~金曜日	9:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
結婚相談	16日(水)	14:00~16:00	男女共同参画センター 研修室	結婚相談(県マリッジサポーター) 問い合わせはこども福祉課(☎内線2281)まで	
	19日(土)	15:30~16:30			
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
ひきこもり専門相談	17日(木)	13:30~15:30	土浦保健所 (☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談(一般精神)	18日(金)	14:00~16:00		精神障害者の医療などに関する事(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談(一般・老人)	1日(火)	14:30~16:30			
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~15:40	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制
		12日(土)	10:00~14:40		
	一般相談	11日・25日(金)	13:00~16:00		



親子でキャンプinラクスマリナー
~カヌー体験の様子~



荒川沖DO!! すっぺまつり
~地元食材で集う食の祭典の様子~

- ◎「**継続認定**」
◎平和のとりでを築こう親子教室(土浦ユネスコ協会)
◎「土浦花競技大会」に連携する城下町ガイド(土浦市観光ボランティアガイド協会)
- ◎親子でキャンプinラクスマリナー(右叻商工振興会)
- ◎荒川沖DO!! すっぺまつり「地元食材で集う食の祭典」(荒川沖DO!!SPEE会)
- ◎「**新規認定**」
◎交流人口を増やし神立から元気発信(神立再発見 地域の資源を活かせる(神立商工振興会))

募集中です。ふるってご応募ください。

市では、市民活動団体による自主的なまちづくり活動を支援するため、団体が行う新たなソフト事業の経費を助成しています。平成29年度は、4団体が継続認定、1団体が新規認定され、地域の活性化や課題解決に向けた事業を実施しました。

なお、平成30年度、協働のまちづくりファンド事業は、現在

協働のコーナー

平成29年度協働のまちづくりファンド事業

☎市民活動課 市民協働室
(☎826-1111 内線2234)